

# 青森県報

第千六十六号

令和八年  
五月十八日  
(月曜日)

## 目次

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……一
  - 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) ……一
  - 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………( 同 ) ……二
- 公安委員会
- 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………(情報管理課) ……三
  - 青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定による告示……………( 同 ) ……六

## 告 示

### 青森県告示第三百十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和八年五月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指 定 年 月 日
リハインクルージュ株式会社	十和田市大字三本木字並木西一六四の一八	通所介護	コンパスウオークU	令和八・五・一

### 青森県告示第三百十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和八年五月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
社会福祉法人弘友会	弘前市大字向外瀬字豊田三二〇の一	訪問介護	訪問介護ステーション・フラスワン	令和八・四・二四	令和八・三・二六
社会福祉法人新郷村社会福祉協議会	三戸郡新郷村大字金ヶ沢一七の二	訪問介護	新郷村社協指定事業所	八・三・三〇	八・三・三三

器加株 賀式 医療社	社町法社会 協社人藤福 議会福崎社	社市法社会 協社人平福 議会川社	会法人社会 人桃福 仁社	会法人社会 人仲福 康社	科北株 斗医会 理社	ポ一フ株 ーケアミ式 トサリ会 社	社町法社会 協社人大福 議会福間社	会法人社会 人誠福 友社	
番十和 町田市 二八の 西十一	の常南 一盤津 一富軽 田郡 七藤 〇崎 町	山平川 一市 六柏 の木 一町 藤	四中弘 中央前 四市 丁目大 一城 の東	一字弘 石前 田市 一二大 一の字 の狐	三中央弘 斗前市 三市 丁目大 三城 の東	子弘前 二市 丁目大 八字 の撫 四牛	六字下 大北 間郡 字大 寺間 道町 一大	二町上 の向北 一山郡 二東お 二六二 三丁いら 目せ	
具福 貸用 与	護訪 問問 介	護通 所介	護訪 問問 介	護訪 問問 介	護訪 問問 介	護訪 問問 介	浴訪 介問 入	護通 所介	
器加株 賀式 医療社	ン一ヘ協藤 タルホ崎 ービスム プサ社	所介尾社市法社会 護上協社人平福 事通議会川社	セム城東 ンヘルホ タルブ	一東弘 の中央前 四市 丁目大 目城	一渡弘 の四前 八市 丁目大 一三石	のケ弘 五丘前 四市 丁目大 一目桜	三の弘 五町前 北市 一市 丁目大 目浜	八間大下 平字北 二大郡 〇大間 の字大 七町	〇丁目上 七七北 七郡 五緑お 七ケ丘 ののいら 二一
一十和 番町市 二八の 西十	七町南 〇常津 一盤軽 一富郡 一富藤 田崎	田平川 九市 六猿 の賀 三南	一東弘 の中央前 四市 丁目大 目城	の渡弘 一四前 八市 丁目大 一三石	のケ弘 五丘前 四市 丁目大 一目桜	三の弘 五町前 北市 一市 丁目大 目浜	八間大下 平字北 二大郡 〇大間 の字大 七町	〇丁目上 七七北 七郡 五緑お 七ケ丘 ののいら 二一	
七・二〇・二	八・三・二九	八・三・五	八・三・三	八・二・二六	八・二・二〇	八・三・二三	八・二・二五	八・一・二九	
ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	ク	

会法人社会 人仲福 康社	社町法社会 協社人大福 議会福間社	氏名称 氏名 又は 名	事指定 業介護 予防サ ービス 者
一字弘 石前 田市 一二大 一の字 の狐	六字下 大北 間郡 字大 寺間 道一 大	主たる 所在地 又は 住所の	介護予 防サー ビスの 種類
看防介 護訪問 予	護入防介 浴訪問 介	名 称	介護予 防サー ビス 事業所
一シヨス訪 ムンオンテ 弘グナ一 前ホーシ護	事業く 所問ろ 入ま 浴つ	所 在 地	届止 の 年 月 日
の渡弘 一四前 八市 丁目大 目三石	八間大下 平字北 二大郡 〇大間 の字大 七町	令和 八・三・二五	届止 の 年 月 日
八・二・二六	令和 八・三・三	届止 の 年 月 日	届止 の 年 月 日
ク	ク	届止 の 年 月 日	届止 の 年 月 日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和八年五月十八日

青森県告示第百二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

会法人社会 人桂福 久社	の法人社会 里人福 福社	器加株 賀式 医療社
下大字北 山九廻津 一堰軽 の字鶴 二下田 東町	の田十 二和 二横 一市 〇大 〇字 切	番十和 町田市 二八の 西十一
護通 所介	護訪 問問 介	販社特 売用定 具福
と一スイ湖 みセンサ ずンバー もタビ	ンテ間十 ー看和 シ護田 ョス訪	器加株 賀式 医療社
二下北 桂津 井大 二廻 六郡 の字鶴 田	〇切十 〇田和 二市 二横 二道 一	一十和 番町市 二八の 西十
八・三・二九	八・一・二〇	ク
八・四・三〇	ク	ク

株式会社 加賀医療 器	株式会社 加賀医療 器	株式会社 加賀医療 器
十和田市西十一 番町二八の一	十和田市西十一 番町二八の一	十和田市西十一 番町二八の一
介護予 防福祉 用具貸 与	特定介 護福祉 用具防 販	介護予 防福祉 用具貸 与
株式会社 加賀医療 器	株式会社 加賀医療 器	株式会社 加賀医療 器
十和田市西十 一番町二八の	十和田市西十 一番町二八の	十和田市西十 一番町二八の
七〇・二	〃	〃
〃	〃	〃

公安委員会

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年五月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第五号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和七年十二月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応する

ものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、条例等（県の条例及び公安委員会規則をいう。以下同じ。）に基づく公安委員会等が行う手続等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>〔一・二〕 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）及び青森県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十九年十月青森県条例第六十五号。以下「条例」という。）の規定に基づき、法令等（法律及び法律に基づく命令又は県の条例若しくは他の規則をいう。以下同じ。）に特別の定めのある場合を除くほか、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>〔一・二〕 同上</p>

〔三〕 地方公共団体組織認証基盤

(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものという。)の職責証明書に基づく電子署名

三 「略」

(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の告示)

第三条 公安委員会は、情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものを定めたときは、これを告示するものとする。

(申請等の手続)

第四条 「1〜4 略」

5 公安委員会等は、第二項の規定により申請等を行う者が、第三項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せ

〔号の細分を加える。〕

三 「同上」

(電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の告示)

第三条 公安委員会は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項又は条例第三条第一項の規定により、公安委員会等に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものを定めたときは、これを告示するものとする。

(申請等の手続)

第四条 「1〜4 同上」

5 公安委員会等は、第二項の規定により申請等を行う者が、第三項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せ

て入力するときは、当該申請等について規定した条例等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 条例等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第二項及び第三項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第五条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第四項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

て入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令等の規定に基づき同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第二項及び第三項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第五条 情報通信技術活用法第六条第四項及び条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書(前条第四項に定める電子証明書に限る。)と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合)

第六条 情報通信技術活用法第六条第

〔条を削る。〕

第六条 公安委員会等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法

(処分通知等の手続)

六項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- 二 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- 三 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第四条第二項又は第三項の規定による入力 が困難である場合
- 四 前三号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等(電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。)は、電子情報処理組織を使用して申請等(当該部分を除く。)を行った日から一週間以内に行わなければならない。

(処分通知等の手続)

第七条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第七条第一項及び条例第四条第一項の規定により電子情報処理

により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

〔2・3 略〕

〔条を削る。〕

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第七条 情報通信技術条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他

組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であつて公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

〔2・3 同上〕

〔式〕

第八条 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第九条 情報通信技術活用法第七条第四項及び条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれ

処分通知等を行った者を確認するた  
めの措置として公安委員会又は警察  
本部長が定める措置とする。

〔条を削る。〕

（電磁的記録による縦覧等）  
第八条 公安委員会等は、情報通信技  
術利用条例第五条第一項の規定によ  
り電磁的記録に記録されている事項  
又は当該事項を記載した書類の縦覧  
等を行うときは、当該事項をインテ  
ーネットを利用する方法、公安委員  
会等の事務所に備え置く電子計算機  
の映像面に表示する方法又は電磁的  
記録に記録されている事項を記載し  
た書類を備え置く方法により行うも

を送信する措置その他処分通知等  
を行った者を確認するための措置とし  
て公安委員会又は警察本部長が定め  
る措置とする。  
（処分通知等のうちに電子情報処理  
組織を使用する方法により行うこと  
が困難又は著しく不相当と認められ  
る部分がある場合）

第十条 情報通信技術活用法第七条第  
五項に規定する処分通知等のうちに  
電子情報処理組織を使用する方法に  
より行うことが困難又は著しく不適  
当と認められる部分がある場合は、  
次に掲げる場合とする。

- 一 処分通知等を受ける者について  
対面により本人確認をする必要が  
あると公安委員会等が認める場合
- 二 処分通知等に係る書面等のうち  
にその原本を交付する必要がある  
ものがあると公安委員会等が認め  
る場合

〔条を加える。〕

のとする。

（電磁的記録による作成等）

第九条 公安委員会等は、情報通信技  
術利用条例第六条第一項の規定によ  
り電磁的記録の作成等を行うとき  
は、当該作成等に係る事項を公安委  
員会等の使用に係る電子計算機に備  
えられたファイルに記録する方法又  
は電磁的記録媒体（電磁的記録に係  
る記録媒体をいう。）をもって調製  
する方法により行うものとする。

（委任）

第十条 〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

（委任）

第十一条 〔同上〕

〔条を加える。〕

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年五月二十一日（次項において「施行日」という。）から施  
行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信  
の技術の利用に関する規則第六条第二項の規定は、同項に規定する日が施行日前で  
ある申請等については、なお従前の例による。

青森県公安委員会告示第六十七号

青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則  
（令和七年十二月青森県公安委員会規則第十五号。以下「規則」という。）の規定に  
より、電子情報処理組織を使用して行わせることができる手続等を次のとおり定め、  
令和八年五月二十一日から施行するので、次のとおり告示する。

なお、この告示の施行に伴い、青森県公安委員会等に係る行政手続等における情報  
通信の技術の利用に関する規則による告示（令和七年十二月八日青森県公安委員会告

示第百五十号)は、廃止する。

令和八年五月十八日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

- 一 規則第三条に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、別表の条例等の名称及び条項に掲げる規定に基づく申請等とする。
- 二 規則第四条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 三 規則第四条第三項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。
- 四 規則第四条第四項に規定する公安委員会又は警察本部長が定める場合は、公安委員会又は警察本部長が指定する申請等ごとに、公安委員会又は警察本部長により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会又は警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。
- 五 規則第五条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として公安委員会又は警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。
- 六 規則第六条第一項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

別表

条 例 等 の 名 称	条 項
青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)	第六条

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号)

青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する規則(昭和六十年十月青森県公安委員会規則第六号)	第五条第一項第一号、第五条第一項第二号、第五条第一項第三号、第五条第一項第四号、第五条第一項第五号、第五条第一項第六号、第五条第一項第七号、第七条第一項、第八条第一項、第八条第二項、第九条第三項、第十条第一項、第十三条の二第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第十六条第二項、第十八条、第十九条第一項、第十九条第二項、第十九条の二及び第二十一条第一項
青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)	第四条第二項、第四条第七項、第四条第八項、第九条第三項、第九条第十項、第九条第十一項及び第十七条第一項

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭